

○東海市緑化及び花いっぱい推進条例

昭和 46 年 12 月 24 日

条例第 35 号

東海市緑化および花いっぱい推進条例をここに公布する。

東海市緑化及び花いっぱい推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境を保護するとともに、市内の緑化と花いっぱい(以下「緑化」という。)の運動を推進し、太陽と緑と水の豊かな、健康で明るいまちづくりを推進することを目的とする。

(市長等の責務)

第 2 条 市長は、豊かな自然環境が、健康で清潔な市民生活のために欠くことのできないものであることを認識し、自然環境の保護及び市内の緑化の推進に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑化の推進のため、緑化計画を策定しなければならない。

3 市民は、樹木、花等を大切に育て、自然環境の保護及び市内の緑化に努めなければならない。

(保全地区及び保存樹木の指定)

第 3 条 市長は、良好な自然環境を保護し、及び美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木(以下「保全地区等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の保全地区等を指定するときは、あらかじめ東海市緑化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(建築物等における緑化)

第 4 条 建築物その他施設の設置者は、建築物等の敷地、建築物の屋上及び窓際等に、樹木、花等の植栽が可能な場所を確保し、その緑化に努めなければならない。

2 市長が別に定める基準以上の団地造成に当たっては、施行者は、市長と協議の上緑化に努めなければならない。

3 市長は、市内に工場を設置しようとする者又は工場を有する者に対し、必要と認める場合、工場緑地等を設置するよう勧告することができる。

(保全地区等の保存の義務)

第5条 保全地区等の所有者(以下「所有者」という。)は、樹木等の枯死又は損傷を防止し、育成に努めなければならない。

2 何人も、保全地区等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(伐採等の届出等)

第6条 所有者は、当該樹木が滅失又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は、当該樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該樹木の伐採若しくは移植又はこれに代わる樹木の補植に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定の解除)

第7条 市長は、公益上の必要が生じたとき、指定の理由が消滅したとき、又は特別の理由があると認めたときは、審議会の意見を聴いて、保全地区等の指定を解除することができる。

(助成)

第8条 市長は、保全地区等の保存又は育成に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(緑化審議会)

第9条 緑化に関する重要事項を審議するため審議会を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者及び市内に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(緑化、花いっぱい推進委員)

第 10 条 市長は、緑化の市民運動の推進を図るため、各種団体の協力を求めるほか、この運動に積極的な意欲を有する者のうちから緑化、花いっぱい推進委員を委嘱することができる。

(市の木及び市の花)

第 11 条 市の木及び市の花は、次のとおりとする。

(1) 市の木 くすのき (準市の木 きょうちくとう)

(2) 市の花 さつき及び洋ラン

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 34 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 12 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 5 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 8 号)

この条例は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

○東海市緑化及び花いっぱい推進条例施行規則

昭和 47 年 4 月 1 日

規則第 5 号

東海市緑化および花いっぱい推進条例施行規則をここに公布する。

東海市緑化及び花いっぱい推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東海市緑化及び花いっぱい推進条例(昭和 46 年東海市条例第 35 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保全地区等の指定基準)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に定める保全地区等の指定基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保全地区は、土地の面積が 400 平方メートル以上で、樹木が集団して生育し、かつ、健全であること。

(2) 保存樹木は、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。

ア 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1 メートル以上あるもの

イ 株立ちした樹木は、高さ 3 メートル以上あるもの

ウ はん登性樹木は、枝葉の面積が 30 平方メートル以上あるもの

(保全地区等協定書)

第 3 条 保全地区等の指定に関し、所有者の承諾を得たときは、保全地区等協定書を取り交わすものとする。

(建築物等における緑化の基準)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に定める団地造成の基準は、面積 1,000 平方メートル以上とする。

(補助額の基準等)

第 5 条 保全地区等の補助金の額は、次に掲げる額の範囲内において、市長が定める。

(1) 保全地区

市街化区域 100 平方メートルにつき 年額 2,000 円

市街化調整区域 100 平方メートルにつき 年額 500 円

(2) 保存樹木

1 本又は 1 株につき 年額 1,000 円

- 2 保全地区等の所有者は、伐採等の届出を怠り、又は偽りその他不正な行為により補助金を受けたときは、これを返還しなければならない。

(台帳等の作成)

第 6 条 市長は、保全地区等の指定をしたときは、必要な事項を記載した台帳及び位置図を作成し、これらを保管するものとする。

(緑化審議会)

第 7 条 審議会に会長、副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年規則第 14 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 16 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。